

愛知県消防広域化推進計画の変更のポイント

1. 消防広域化推進計画の概要等

(1) 消防広域化推進計画の概要

- 都道府県が、消防組織法に基づき、自主的な市町村の消防の広域化（※）の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保について定める計画。

(2) 計画変更の経緯

- 愛知県では、2008年3月に「愛知県消防広域化推進計画」を策定。
- 今回、広域化に向けた県内市町村の動向や国の基本指針の改正等を踏まえ、2025年3月に同計画の変更を行う。

※消防の広域化(消防組織法第31条)

- ・市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務を共同して処理することとする）又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

2. 計画変更のポイント

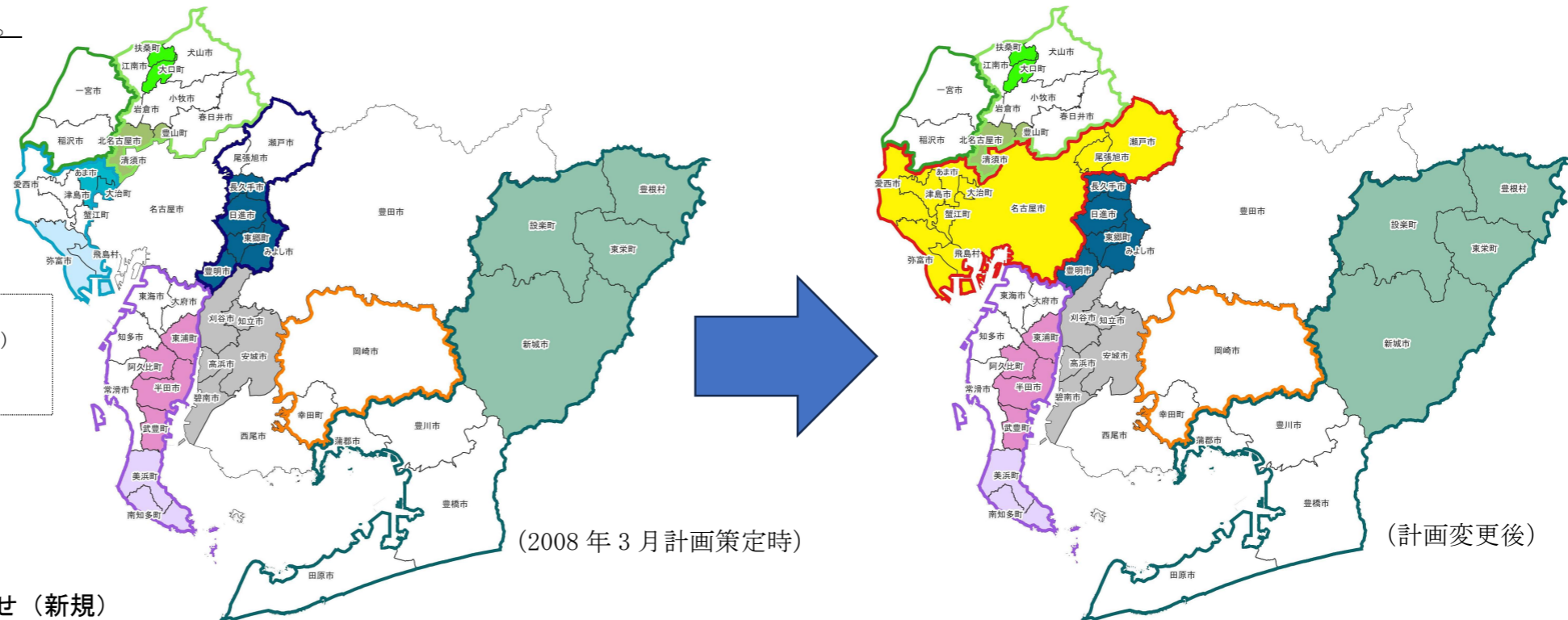
(1) 広域化に向けた県内市町村の動向を踏まえた変更

① 広域化対象市町村の組合せ（変更）

名古屋市、瀬戸市、尾張旭市及び海部地域の市町村（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）については、2023年12月に「消防広域化研究会」を設置し広域化について研究を進めていることから、一つの圏域とする。

《凡例》

- 色付き太枠：圏域（広域化対象市町村の組合せ）
- 黄色着色：組合せを変更（拡大）する地域
- その他着色：広域化済みの地域



② 長期的展望による広域化対象市町村の組合せ（新規）

名古屋市の次期消防指令センターの更新時期（2040年頃）を見据え、尾張地域の市町村間で消防指令センター業務に係る意見交換・情報交換が行われていることから、10年から20年後の長期的展望として、尾張地域全体を一つの圏域とする。

なお、三河地域の市町村においても、消防指令センターの更新時期を見据えて、指令の共同運用や、より大きな圏域での広域化について検討することが考えられる。

(2) 基本指針の改正を踏まえた変更

① 中心消防本部の設定（新規）

地域（名古屋・海部・尾張東部圏域）の核となり広域化の検討を主導する消防本部として、名古屋市消防局を中心消防本部（※）と定める。

※中心消防本部の役割

- ・広域化に関する協議会等の設置、広域化実施に係る論点整理等を行うことが求められ、合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

② 消防の連携・協力の推進（新規）

関係市町村間で合意形成し、連携・協力（※）に向けた具体的な協議を行っている地域及び既に連携・協力を実施している地域を連携・協力対象市町村と定める。

（指令の共同運用6地域、消防用車両の共同整備1地域）

※消防の連携・協力

- ・必要となる消防力を確保・充実していくため、「指令の共同運用」や「消防用車両の共同整備」など、消防事務の一部を連携して行うことをいう。